

DRAFT®



2020年6月5日

各 位

会社名 株式会社ドラフト
代表者名 代表取締役社長 山下 泰樹
(コード番号 5070 東証マザーズ)
問合せ先 取締役 荒浪 昌彦
(TEL 03-5412-1001)

(訂正)「決算期(事業年度の末日)の変更及び定款一部変更に関するお知らせ」の
一部訂正について

2020年5月11日に開示いたしました「決算期(事業年度の末日)の変更及び定款一部変更に関するお知らせ」の一部に訂正すべき点がございましたので、下記の通り訂正いたします。

記

1. 訂正の理由

「1. 変更の理由」及び「4. 定款の一部変更(2) 変更の内容 変更案」の記載に一部誤りがありましたので訂正をおこなうものです。

2. 訂正の内容

訂正の内容は以下のとおりであります。また、訂正箇所には二重下線を付しております。

【訂正箇所1】

1. 変更の理由

<訂正前>

(省略)

このため、当社業績の透明性の確保とリスクの低減を目的に事業年度を毎年1月1日から翌年12月31日までに変更いたします。

<訂正後>

(省略)

このため、当社業績の透明性の確保とリスクの低減を目的に事業年度を毎年1月1日から12月31日までに変更いたします。

【訂正箇所2】

4. 定款の一部変更（2）変更の内容

<訂正前>

※下線部分は現行定款からの変更箇所を示しております。

現行定款	変更案
(定時株主総会の基準日) 第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、 <u>毎年3月31日</u> とする。	(定時株主総会の基準日) 第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、 <u>毎年12月31日</u> とする。
(事業年度) 第43条 当社の事業年度は、 <u>毎年4月1日から翌年3月31日</u> までの年1期とする。	(事業年度) 第43条 当社の事業年度は、 <u>毎年1月1日から翌年12月31日</u> までの年1期とする。
(剰余金の配当の基準日) 第44条 当社の期末配当の基準日は、 <u>毎年3月31日</u> とする。	(剰余金の配当の基準日) 第44条 当社の期末配当の基準日は、 <u>毎年12月31日</u> とする。
(中間配当) 第45条 当社は、取締役会の決議によって、 <u>毎年9月30日</u> を基準日として中間配当をすることが <u>できる</u> 。	(中間配当) 第45条 当社は、取締役会の決議によって、 <u>毎年6月30日</u> を基準日として中間配当をすることが <u>できる</u> 。

現行定款	変更案
(新設)	<u>第 8 章 附 則</u>
(新設)	<u>(第13期事業年度)</u>
	<u>第46条 第43条の規定にかかわらず、第13期</u>
	<u>の事業年度は、2020年4月1日から</u>
	<u>2020年12月31日までの9か月間とす</u>
	<u>る。</u>
(新設)	<u>(第13期の中間配当の基準日)</u>
	<u>第47条 第45条の規定にかかわらず、第13期</u>
	<u>の中間配当の基準日は、2020年9月30</u>
	<u>日とする。</u>
(新設)	<u>(附則の有効期限)</u>
	<u>第48条 第46条から本条までの規定は、第13</u>
	<u>期の事業年度経過をもって削除する。</u>

<訂正後>

※下線部分は現行定款からの変更箇所を示しております。

現行定款	変更案
<p>(定時株主総会の基準日) 第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、<u>毎年3月31日</u>とする。</p>	<p>(定時株主総会の基準日) 第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、<u>毎年12月31日</u>とする。</p>
<p>(事業年度) 第43条 当社の事業年度は、<u>毎年4月1日から翌年3月31日</u>までの年1期とする。</p>	<p>(事業年度) 第43条 当社の事業年度は、<u>毎年1月1日から12月31日</u>までの年1期とする。</p>
<p>(剰余金の配当の基準日) 第44条 当社の期末配当の基準日は、<u>毎年3月31日</u>とする。</p>	<p>(剰余金の配当の基準日) 第44条 当社の期末配当の基準日は、<u>毎年12月31日</u>とする。</p>
<p>(中間配当) 第45条 当社は、取締役会の決議によって、<u>毎年9月30日</u>を基準日として中間配当を<u>することができる</u>。</p>	<p>(中間配当) 第45条 当社は、取締役会の決議によって、<u>毎年6月30日</u>を基準日として中間配当を<u>することができる</u>。</p>

現行定款	変更案
(新設)	<u>第 8 章 附 則</u>
(新設)	<u>(第13期事業年度)</u>
	<u>第47条 第43条の規定にかかわらず、第13期</u>
	<u>の事業年度は、2020年4月1日から</u>
	<u>2020年12月31日までの9か月間とす</u>
	<u>る。</u>
(新設)	<u>(第13期の中間配当の基準日)</u>
	<u>第48条 第45条の規定にかかわらず、第13期</u>
	<u>の中間配当の基準日は、2020年9月30</u>
	<u>日とする。</u>
(新設)	<u>(附則の有効期限)</u>
	<u>第49条 第46条から本条までの規定は、第13</u>
	<u>期の事業年度経過をもって削除する。</u>

以 上